

公的研究費の使用に関する行動規範

- (1) 公的研究費は国民の税金等で賄われるものであることに留意し、目的に従って誠実に使用するよう努めます。
- (2) 不正を許さず、法令や関係規則、ルールを遵守します。
- (3) 研究者は、公的研究費が財団の管理する公的な資金であることを認識し、計画的かつ適正な使用に努めます。
- (4) 事務職員は、専門的能力をもって効率的かつ適正な事務を担います。
- (5) 取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動します。
- (6) 公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令・ルール等の理解に努めます。